

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：十日町市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.9%
全職員	64.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.5%
本庁課長相当職	87.8%
本庁課長補佐相当職	98.7%
本庁係長相当職	96.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.6%
31～35年	95.9%
26～30年	96.7%
21～25年	88.9%
16～20年	90.1%
11～15年	79.0%
6～10年	88.2%
1～5年	78.1%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

会計年度任用職員の女性比率が高い(77.7%)ため、「全職員」の差異が大きくなっている。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- ・役職段階別「本庁課長相当職」は、男性の医師を含むため、差異が大きくなっている。
- ・勤続年数別「1～5年」は、男性の国、県からの割愛採用職員(課長補佐級以上)及び医師を含むため、差異が大きくなっている。
- ・「11～15年」は、中途採用者の男性職員が多いため、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。